

社会福祉法人西海市社会福祉協議会
指定通所介護、指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業
「西海市社協さいかいデイサービスセンター」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が設置する西海市社協さいかいデイサービスセンター（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師・准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下、「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたって、従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感解消及び心身機能維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供にあたって、従業者は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の運営にあたっては、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 西海市社協さいかいデイサービスセンター
- (2) 所在地 長崎県西海市西海町黒口郷 1477 番地 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理、事業の利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

生活相談員 2名以上（介護職員と兼務）

生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者的心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

看護職員 2名以上（介護職員及び機能訓練指導員と兼務2名以上）

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

介護職員 5名以上（生活相談員と兼務2名以上、看護職員及び機能訓練指導員と兼務2名以上）

介護職員は、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。

機能訓練指導員 2名以上（看護職員及び介護職員と兼務2名以上）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

従業者は、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業計画に基づき事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通常月曜日から土曜日までの毎日とする。ただし1月1日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、その他の需要がある場合は、この限りではない。

(指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の利用定員は、1日25人とする。

(事業の内容)

第7条 本会は、事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 生活指導、相談援助
- (2) 健康チェック
- (3) 食事の提供
- (4) 機能訓練
- (5) 入浴介助
- (6) 送迎
- (7) 口腔機能向上指導

(事業の利用契約)

第8条 事業の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えな

いものとする。

(事業の利用料等及び支払いの方法)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による「介護報酬の告示上の額」とし、当該指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2 前項のほか、次に掲げる料金の支払いを受ける。

(1) 食事の提供に要する費用として、1食につき550円徴収するものとする。

(2) 前項に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となる費用で、利用者負担が適当と認められる経費については、その実費を別途徴収するものとする。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4 事業の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を金融機関口座振替または現金等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、西海市西彼町、西海市西海町並びに西海市大瀬戸町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等の対応)

第12条 従業者は、指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供を行っているときに、利用者の体調等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や消防署等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年間を通じて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。なお、訓練にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所では、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(苦情処理)

第16条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を若干名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置。
- (6) これら措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 年2回以上の継続研修
- (3) 認知症介護基礎研修の受講（医療・福祉関係の資格を有さない職員）

2 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を守らなければならない。

3 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を守るため、職員でなくなった

後においてもこれらの秘密を守るべき旨を職員に誓約させるものとする。

- 4 災害や感染症に備え、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整えるため各業務継続計画を策定し、研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 5 事業所では、ハラスメント防止に努めるとともに、職場におけるハラスメント防止に関する規程を遵守するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成 23 年 5 月 30 日に制定し、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人西海市社会福祉協議会指定通所介護事業「西海市社協さいかいデイサービスセンター」運営規程（平成 17 年 4 月 1 日施行）及び社会福祉法人西海市社会福祉協議会指定介護予防通所介護事業「西海市社協さいかいデイサービスセンター」運営規程（平成 18 年 4 月 1 日適用）は、この規程の施行の日をもって廃止する。

附 則

この規程は平成 24 年 5 月 30 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 25 年 5 月 30 日に改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 26 年 3 月 28 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 26 年 5 月 29 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 27 年 5 月 28 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 27 年 11 月 2 日に改正し、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 28 年 5 月 27 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 28 年 12 月 20 日に改正し、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 29 年 6 月 5 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。なお、食事に要する費用の改定は、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 30 年 6 月 5 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 31 年 3 月 18 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和元年 6 月 7 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 2 年 6 月 9 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 3 年 4 月 8 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は令和 4 年 4 月 1 日に改正し、施行する。

附 則

この規程は令和 4 年 6 月 20 日に改正し、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 5 年 2 月 22 日に改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 5 年 4 月 4 日に改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は令和 6 年 4 月 26 日に改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 6 年 5 月 7 日に改正し、令和 6 年 4 月 29 日から適用する。

附 則

この規程は令和 7 年 1 月 23 日に改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 7 年 12 月 2 日に改正し、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。